

# 重要事項説明書

共生型グループホーム 華のれん

グループホーム 華さくら

グループホーム そら

当事業所は、利用者の皆様へ、共同生活援助事業（介護サービス包括型）の指定障害福祉サービスを提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練給付の指定決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法 第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者の概要

事業者の名称	東京堂株式会社
法人所在地	富山県下新川郡入善町入膳 7791-7
法人種別	株式会社
電話番号	0765-32-4870
設立年月日	昭和44年6月11日

## 2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類 事業所番号	共同生活援助事業 1621700036号
事業の目的	入居者が地域の中で自立し、一般的な生活が送れるよう支援するとともに、共同生活を送る住居において家事等の日常生活上の支援や食事や入浴、排泄等の介護を提供します。
施設の名称 所在地 電話番号	共生型グループホーム 華のれん 富山県下新川郡入善町入膳 4716-5 0765-32-3007 グループホーム華さくら 富山県下新川郡入善町櫛山 1352-3 0765-32-3370 グループホーム そら 富山県下新川郡入善町入膳 7776-1 0765-32-3007
代表者氏名	代表 石丸 真弓
施設運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。</li><li>2. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</li><li>3. 地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</li><li>4. 前3項のほか「富山県障害者の日常生活及び社会生活</li></ol>

	を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年12月12日富山県条例第74号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
開設年月日	平成27年4月1日(共生型グループホーム華のれん) 平成29年4月1日(グループホーム華さくら) 令和5年3月20日(グループホームそら)
利用定員	6人(共生型グループホーム華のれん) 8人(グループホーム華さくら) 5人(グループホームそら)
主たる対象者	(1) 知的障害者 (2) 精神障害者 (3) 難病等対象者

### 3. 施設の概要

共生型グループホーム華のれん

#### (1) 建 物

木造2階建(2階部分)

#### (2) 居 室

居室の状態	部屋数	広 さ	収納スペース	備 考
洋室 一人部屋	6 室	6 畳	押入れ クローゼット	T V配線

#### (3) その他設備

共用エリア	設 備 等
相談室 食堂	テレビ、電話、食卓、書棚、エアコン、
台 所	冷蔵庫、食器棚
浴 室	洗濯機
トイレ	車いす用トイレ

グループホーム華さくら

#### (1) 建 物

鉄筋2階建(1階部分)

#### (2) 居 室

居室の状態	部屋数	広 さ	収納スペース	備 考
洋室 一人部屋	8 室	6 畳	押入れ クローゼット	T V配線

#### (3) その他設備

共用エリア	設 備 等
相談室 食堂	テレビ、電話、食卓、書棚、エアコン、
台 所	冷蔵庫、食器棚

洗濯室	洗濯機
浴室	浴槽・洗面台
トイレ	トイレ3か所

グループホーム そら

- (1) 建 物  
木造2階建
- (2) 居 室

居室の状態	部屋数	広 さ	収納スペース	備 考
洋室 一人部屋	5室	6畳	押入れ クローゼット	T V配線

- (3) その他設備

共用エリア	設 備 等
相談室 食堂	テレビ、電話、食卓、エアコン
台 所	IH システムキッチン
洗濯置	洗濯機
浴 室	浴槽
トイレ	トイレ（水洗）3か所

#### 4. 職員配置

管理者・サービス管理責任者（常勤兼務）	1名
生活支援員（常勤）	1名以上
世話人	4名以上

#### 5. 職員勤務体制

職 種	時 間 帯
サービス管理責任者	8：00～17：00
生活支援員	8：30～17：30
世話人	6：30～8：00, 6：30～8：30, 7：00～9：00, 16：00～20：00, 8：00～17：00, 10：00～14：00, 10：00～16：45, 12：00～14：00, 15：30～19：30, 16：00～20：00

- (1) 職務の内容

職 種	職 務 内 容
管理者	職員の管理、入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている入所の実施に関し、事業者の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
世話人	食事の提供及び健康管理、入浴、排せつ、居室の整理整頓の助言等の支援、介護を行う。
生活支援員	必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関するに従事する。
事務職員	必要な事務を行う。

## 6. サービスの概要

生活の自立につながるように、利用者の参加も配慮して次のサービスを提供します。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供

食事提供の原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 朝食、夕食の提供を原則とします。</li></ul> 朝食 7:30 ~ 8:00 (月曜日～金曜日) 昼食 12:00 ~ 12:30 (弁当) 夕食 18:00 ~ 18:30 (月曜日～金曜日)
---------	--

- (3) 健康管理

観察、連絡、支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平常時は、生活支援員が観察、疾病予防に努めます。</li><li>・ 緊急時には、主治医または協力医療機関に引き継ぎます。 なお、その際は保護者等と連絡をとります。</li><li>・ 世話人は、服薬、通院、受診等の助言をし、必要な時は生活支援員が付き添います。</li></ul>
----------	---

- (4) 金銭管理の援助  
生活支援員は、必要に応じて金銭管理の助言と援助をします。
- (5) 余暇活動支援  
余暇について、社会資源の活用など有効な利用について、支援します。
- (6) 緊急時の対応  
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (7) 職場等との連絡調整  
管理者が職場の状況を把握するとともに、企業等との連絡や調整の支援をします。
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助  
財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
- (9) 食事や入浴・排泄支援 世話人は、必要に応じて食事や入浴・排泄の支援を行います。
- (10) 体験利用における支援  
契約を希望されている方に、生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。

## 7. 費用

- (1) 利用料

共生型グループホーム華のれん・グループホーム華さくら・グループホームそら  
毎月お支払いいただく利用料は次のとおりです。

家賃	30,000円
食材料費	27,000円
光熱水費	13,000円
合計	70,000円

収入金額によっては、市町村より 10,000 円の家賃補助があります。

◇翌日分の生活費は当月 27 日までに指定の口座に振り込んでください。

指定口座 北陸銀行 入善支店 口座番号 普通 6029503  
東京堂(株) GH 障害華のれん

(2) 修繕費

設備及び備品の修理に利用者の負担を必要とする場合は、話し合いの上で決めます。

(3) 送迎費

職員・又は世話人が本人の私用や通院に送迎した際は、1 kmは 40 円とし往復の距離数を計算し、ご請求いたします。

(4) その他

利用者本人の故意による損傷、重大な過失による費用は当事者の自己負担とします。長期入院等により、グループホームで生活しなかった期間の費用については、食費を日割り計算して返金します。

(5) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は、原則利用料の 1 割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。  
※負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問合せください。

8. 入居

(1) 入居の際は、利用契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されたものとします。

(2) 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

9. サービス提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

利用者及び家族の意向に配慮しながら個別支援計画を作成します。作成した個別支援計画については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石丸 真弓
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催しています。

### 1 1. 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

### 1 2. 職場におけるハラスメントの防止について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### 1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後についても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

#### ① 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも 第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際しては、事業所内で行い、事業所からの持ち出しはしない事とする。）

#### 1 4. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

##### 【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

##### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

#### 1 5. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 1 6. 苦情申し立ての窓口は次のとおりです。

苦情受付窓口	
解決責任者	石丸 真弓
当法人第三者委員	内島雄二、玉池弦、米原恵



受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
電話番号	0765-32-3007
FAX番号	0765-32-3008

行政機関その他苦情受付機関

市町村の窓口	入善町役場 障害福祉課 電話番号：0765-72-1100
富山県 福祉サービス 運営適正化委員会	富山県総合福祉会館 サンシップとやま 2F 電話番号：076-432-3280 FAX：076-432-6532
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

17. 協力医療機関

協力医療機関	あさひ総合病院 所在地 富山県下新川郡朝日町泊 477 TEL 0765-83-1160
	山本クリニック 所在地 富山県下新川郡入善町入膳 139 番地 3 TEL 0765-74-0110
	入善セントラル病院 所在地 富山県下新川郡入善町入膳 3345-2 TEL 0765-72-5555
協力歯科医療機関	野田歯科医院 所在地 富山県下新川郡入善町入膳 3699 番地 1 TEL 0765-72-0262

18. 衛生管理について

- (1) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。
- (2) 当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
  - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施します。

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 20. 非常災害時の対策

非常時の対応	「グループホーム消防計画書」に基づき対応する
防災設備等	スプリンクラー（華のれん）、自動火災通報装置他

## 21. 損害賠償

事業者は通院及び外出時で、公用車以外の事故については賠償責任を負いません。

## 22. バックアップ施設

当グループホームのサービス確保と、施設等の開設時間外や夜間における緊急時の対応等については、下記の施設があたります。

施設名	いっこく	備 考
管理者	石丸 透	不在の場合に備え、予め指定した代務者が駆けつけ対応する
電話番号	0765-32-4864	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、共同生活援助の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

事業所

(事業所名) 共生型グループホーム 華のれん  
(住所) 富山県下新川郡入善町入膳 4716 番地 5  
グループホーム 華さくら  
富山県下新川郡入善町櫛山 1352 番地 3  
グループホーム そら  
富山県下新川郡入善町入膳 7776 番地 1

(代表者氏名) 代表 石丸 真弓 (印)

利用者

(住所)

(氏名) (印)

身元引受人

(住所)

(氏名) (印)